

|        |  |
|--------|--|
| 陳情第10号 | 平成23年6月1日受理  |
| 付託委員会  | 総務常任委員会  |
| 件名     | 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書の件  |
| 陳情要旨   | <p>私たち中小業者は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきました。しかし今、長引く不況と、中小業者は倒産、廃業などかつてない危機に直面しています。</p> <p>こうした中でも、業者婦人は自営中小業者の家族従事者として、営業に携わりながら、家事や育児、介護と休む間もなく働いています。しかし、どんなに働いても家族従業者の「働き分」（自家労賃）は、税法上においては所得税法56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）により、必要経費として認められません。事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は86万円、その他の家族従業者は50万円です。</p> <p>また、配偶者もさることながら、息子や娘など家族従業者は、わずか50万円の控除が所得とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できません。家業を手伝い、引き継ぎたくてもできない状況は、後継者不足に拍車をかけています。</p> <p>所得税法56条は、法のもとの平等を定めた（憲法14条）、両性の平等（同24条）、財産権（同29条）などに違反しており、人権問題です。税法上では、青色申告にすれば、給料を経費にすることができますが、同じ労働に対して、青色と白色で差をつける制度自体が矛盾しており、基本的人権を侵害しています。</p> <p>明治時代の「家制度」そのままです。人格や労働を認めない人権侵害の法律が、現在も業者婦人や家族従業者を苦しめています。お隣の韓国やドイツ・フランス・アメリカなど、世界の主要国では「自家労賃を経費」として認めている中で、日本だけが世界の進歩から取り残されています。現在、税理士会を初め全国で322余の自治体が国に意見書を上げる採択をしています。そのうち千葉県では佐倉市、一宮町、大網白里町、勝浦市、御宿町、長生村、大多喜町議会が採択し7自治体となっています。私たちは、税法上も、民法、労働法や社会保障にもかかわる人権問題として、早急に所得税法56条を廃止し、自家</p> |

労賃を必要経費として認めることを要求します。

つきましては、貴議会が陳情趣旨に基づき、国と関係省庁へ意見書を提出していただくよう、以下の項目を陳情いたします。

記

1. 家族従業者の労働の社会的評価と働き分を認め、一人一人の働き分を認めない所得税法56条は廃止し、中小業者の自家労賃を認めることを求める意見書を国に提出してください。